

奈良県告示第五百八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十七年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
木村 美千子	宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原八 一五	耳鼻咽喉科（ 聴覚、平衡、 音声、言語及 びそしゃく）	平成二十五 年九月三十 日
水上 健之亮	独立行政法人地域 医療機能推進機構 大和郡山病院	大和郡山市朝日町 一―六二	耳鼻咽喉科（ 聴覚、平衡、 音声、言語及 びそしゃく）	平成二十六 年五月三十 一日
葛本 幸康	医療法人幸風会く ずもとファミリー クリニック	北葛城郡上牧町葛 城台三―一―二―二 二	外科、小児科、 消化器及び内 科（音声、言 語、肢体不自 由、呼吸器、 膀胱、直腸、 小腸及び肝臓 ）	平成二十七 年二月二十 八日